

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

○越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

令和五年十月十日

福島県条例第五十一号

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例をここに公布する。

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

(設置)

第一条 越後三山只見国定公園及びその周辺地域（福島県の区域に限る。第三条第一号において同じ。）の自然環境保全意識の向上と適正利用の推進を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 ビジターセンターは、河沼郡柳津町字下平乙一七九番地に置く。

(業務)

第三条 ビジターセンターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 越後三山只見国定公園及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に
関すること。
- 二 ビジターセンターの施設及び附属設備の利用に关すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第四条 ビジターセンターの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

- 一 第三条各号に掲げる業務
 - 二 ビジターセンターの維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（遵守事項）

第六条 ビジターセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ビジターセンターの施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと（指定管理者の許可を受けた場合を除く。）。
- 三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

（入館の規制等）

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 ビジターセンターの施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損するおそれのある者
- 三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

（使用料）

第八条 ビジターセンターの使用料は、無料とする。

（委任）

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例

第九条 この条例に定めるもののほか、ビジターセンターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。